

物品売払費積算書

次のとおり積算する。

売払い物品	飲料缶売払い（単価契約）【資源ステーション分】 予定数量:24,000 K g
引渡場所	受注者の処理施設（市及び市委託業者の車両による 直接搬入）
引渡期限	令和8年3月31日

単価契約区分	単価契約
消費税率	1 0 %

※上段は変更前積算、下段は変更後積算を表示

	名称	規格等	予定数量	数量 単位	積算単価	積算金額	積算摘要	前回 数量	数量 単位	前回金額
1	飲料缶	—	24,000	K g						

飲料缶売払い（単価契約）に関する仕様書

1 目的

豊田市及び市委託業者（以下「甲」という。）が市民から回収した飲料缶を、受注者（以下「乙」という。）に引き渡すことで、資源の有効な利用の確保を図る。

なお、豊田市物品売払い契約約款と本仕様書が異なる場合は、本仕様書の定めを優先する。

2 売払い物品

飲料缶（アルミ・スチール混合、未処理）

※混合割合（アルミ約80%、スチール約20% 実績から算定）

※混入割合が変わっても売払い単価は変更しない。

3 入札参加資格

豊田市内（平成17年4月1日の市町村合併前の豊田市内）に処理施設を有すること。

4 受渡し期間

令和8年1月5日～令和8年3月31日

5 受渡し方法

甲の車両による直接搬入

6 受渡し見込み量

24トン

※受渡し見込み量が変わっても単価は変更しない。

7 受渡し条件

（1）受渡し場所

豊田市内（平成17年4月1日の市町村合併前の豊田市内）にある乙の処理施設 ※搬入場所は1か所に限るものとする。

（2）処理

- ・受渡し見込み量を十分処理できること。
- ・甲の物のみを単独で処理し、他の物と混合しないこと。

（3）搬入車両

甲の搬入車両の受入が可能であること。

積載量：3,400 kg、全長：733 cm、全幅：228 cm、全高：320 cm

搬入台数：1日5台程度（繁忙期には1日10台程度）

（4）荷姿

ア プラスチック製の折り畳みができる容器（1m×1m×1m 約1.8 kg）

イ 飲料缶満載時で1箱約20 kg

（5）搬入日時

月曜日から金曜日（国民の祝日を含む）の午前9時から午後5時までとする。

(6) 計量

- ア 計量は、乙の秤で計量 (kg) すること。
- イ 搬入時の計量は、荷下ろし前後の2回計量とする。
- ウ 処理後のアルミとスチールを計量すること。

(7) 使用済み容器の保管

使用済みの容器を甲が回収できるように保管すること。

(8) 手順

- ①搬入時の計量 (乙の計量器)
- ②容器数の確認 (甲の申し出数を乙が確認)
- ③容器のまま積み降ろす (甲) ※容器からは出さない。
- ④空荷の状態で計量 (乙の計量器)
- ⑤使用済みの容器を回収 (甲)

(9) その他

安全、円滑な搬入を行うための車両の通行・転回場所、搬入時の待機場所及び荷下ろし時の作業場所が十分に確保されていること。

8 所有権の移転

売払い物品にかかる所有権の移転は、豊田市物品売払い契約約款第4条及び第5条の規定にかかわらず、本仕様書7(8)③に記載の積み下ろし後、甲から乙に移転するものとする。

9 報告

乙は月ごとに月末日を整理日として、以下の内容について整理日から15日経過する日までに書面にて甲に報告すること。

- (1) 受渡しごと (車両ごと) の数量及びその総量
- (2) 素材別処理実績

10 売払い代金の支払方法

売払い代金は、下記による方法で支払うこと。

- a 月ごとに月末日を整理日として、受渡し数量を確定すること。
- b 甲は乙の報告により納入通知書を乙に送付し、甲の指定する方法で支払うものとする。
- c 納入金額^{※1}の算定は、1kg当たりの単価 (税抜き) × 受渡し重量 × 2 × (1 + 消費税率) とする。
 - ※1 納入する金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
 - ※2 受渡し重量は、容器の重量を差し引いたものとする。

11 契約の解除

豊田市売払い契約約款に掲げるもののほか、甲は、乙が次の各号の基準に適合しなくなったときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- a 乙が本仕様の内容を施行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受注しようとする内容の実施に関し相当の経験を有する者であること。

- b 乙が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
- c 乙が自ら受注する内容を実施する者であること。

12 その他

- （1）乙は受注内容を実施するに当たり、生じた従業員の災害について全責任を持つものとし、理由の如何を問わず、甲は責任を負わないものとする。ただし、甲の責任において生じた場合は除く。
- （2）乙が甲の備品を亡失、破損等した場合は、乙はその責任を負うものとする。
- （3）甲が搬入した物に含まれる不適物は、乙の廃棄物として処分するものとする。
- （4）乙は契約締結後、速やかに乙の営業日のわかる書類を提出すること。
- （5）この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。